別表1	指	5	職	昌	0	奤	H

 $(32 \cdot 6 \cdot 1)$

		刊表 1	711	定 順 貝 の 範 団 (32・6・1)
業	務	機	関	職名
本社鉄治			社	局長, 部長, 調査役, 監察役, 副技師長, 次長, 課長, 室長, 課長補佐, 監察役補佐, とくに指定する主任研究員, 営繕区長
		首技術研究	究所	所長,次長,課長,室長,試作工場長,課 長補佐,主任研究員
よび本社	中	央鉄道教	習所	所長, 部長, 学務主事, 課長, 室長, 分教 所長, 能率監理研究所の次長, 室長, 主任 研究員, 図書館長
付属		直機器製作 事務所	乍監	所長,次長,課長,主任製作監督員
機関	臨時務別	寺車両設: 近	計事	所長, 次長, 主任技師
	構造所	造物設計2	事務	所長, 主任技師
tale	支		社	支社長,次長,調査役,監察役,課長,室 長,課長補佐,とくに指定する検簿長
方	方 操機工事事務所		务所	所長, 課長, 課長補佐, とくに指定する現 業機関の長
機関	電	気工事	局	局長,次長,課長,課長補佐,とくに指定 する現場機関の長
H	鉱	業	所	所長, 副長, 課長, 室長, 課長補佐, 物資 部長
		本	局	局長, 部長, 次長, 監督, 駐在運輸長, 課 長, 室長, 課長補佐, 出張所長, 契約審査 役, とくに指定する車両監査員・施設監査 員・物資部長, 事業所長, 契約審査員
		鉄道教育 及び職員 成所		所長, 教頭 (職員養成所を除く。), 学務主 事, 課長, 課長補佐
		鉄道泵	院	課長,事務長
支	鉄	現	業	とくに指定する現業機関の長,助役,掛主任
社	道	船舶管理	里部	部長,次長,監督,課長
の	管	地方自動 事務所	协車	所長, 課長, 課長補佐, とくに指定する自 動車営業所長, 首席助役
地方機関	地方資本	才部	部長,次長,課長,課長補佐,資材事務所 長,所長補佐,工場長,中央用品試験場長 とくに指定する現業機関の長,助役	
	I	場	工場長,次長,課長,分工場長,工場技能 者養成所長,課長補佐,とくに指定する職 場長・用品倉庫長	
	ill2	自動車:	工場	工場長, 課長, 工場技能者養成所長, とく に指定する職場長
		工事	局	局長、次長、課長、課長補佐、とくに指定 する現業機関の長
		工事事	务所	所長, 課長, 課長補佐, とくに指定する現 業機関の長
		給電管 事 務		所長, 課長, 課長補佐, とくに指定する現 業機関の長・助役

別表 2

指定職員,役付医療職員およびとくに指定する船舶職員俸給表 (32.7.1)

				(32-7-1)			
受称およ	参与	参	副参事	種	医	船	
額が級	技		師	号》別			
(月額) 🕅	1級	2 級	3 級	俸	撩	柏	
70,000	号俸	号俸	号俸	号俸 1	75,000	66,000	
65,000	2			2	72,000	63,000	
60,000	3			3	69,000	60,000	
57.000	4	1		4	66.000	57,000	
55,000	5	2		5	63,000	55,000	
53,000	6	3		6	60,000	53,000	
51,000	7	4		7	57,000	51,000	
49,000		5		8	55,000	49,000	
47,000		6	1	9	53,000	47,000	
45,000		7	2	10	51,000	45,000	
43,000		8	3	11	49,000	43,000	
41,000		9	4	12	47,000	41,000	
39,000	,	10	5	13	45,000	39,000	
37,000		11	6	14	43,000	37,000	
35,500		12	7	15	41,000	35,500	
34,000		13	8	16	39,000	34,000	
32,500		14	9	17	37,000	32,500	
31,000			10	18	35,500	31,000	
29,500			11	19	34,000	29,500	
28,000			12	20	32,500	28,000	
26,500			13	21	31,000	26,500	
25,000			14	22	29,500	25,000	
24,000			15	23	28,000	24,000	
23,000			16	24	26,500	23,000	
22,000			17	25	25,000		
21,000			18	26	24,000		
				27	23,000		
				28	22,000		

(原田穣一)

してつけいえいしゃきょうかい 私鉄経営者協会

- 1 性格ならびに創設 地方鉄道・軌道(私鉄)業者の結成する団体であって,旧事業者団体法(現私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律)にもとづく事業者団体の1つであるが,現在法人格を有しない。昭和23・8・12日本鉄道会議所と私鉄経営者連盟とを統合して発足したものである。
- 2 目 的 地方鉄道・軌道の有する公共的使命の達成に 寄与するため、私鉄業者相互間の連絡を密にし、その親睦(しん ぼく)を図るとともに、事業の経営についての調査研究を行い、 必要あれば関係労働組合との交渉主体ともなることを目的とす る。
- 3 沿 革 戦時中,重要産業団体令にもとづき設立された鉄軌統制会は終戦後,同令の廃止とともに他の統制団体と同様に解散し,経済民主化の要請に従う事業者の自主的団体として,日本鉄道会となって再発足した。ところがその後,事業者団体法の公布が予想されたので,同会の行っていた資材関係業務を新設の日本交通商事会社に移すとともに,せん鋭化した労働攻勢に対処するため,22・11 私鉄経営者連盟が,私鉄総連との交渉機関として加盟社84社をもって発足したのである。さらに日本鉄道会のもっていた機能中,会員の親睦,私鉄事業の調査研究,関係官庁への陳情連絡等の面を引継いで,22・12